

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月13日

【四半期会計期間】 第42期第3四半期(自平成30年10月1日至平成30年12月31日)

【会社名】 株式会社エー・アンド・デイ

【英訳名】 A&D Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 森 島 泰 信

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 埼玉県北本市朝日一丁目243番地

【電話番号】 (048) 593 - 1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 伊 藤 貞 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第41期 第3四半期 連結累計期間	第42期 第3四半期 連結累計期間	第41期
会計期間		自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高	(百万円)	29,601	33,798	44,120
経常利益	(百万円)	727	951	2,332
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益	(百万円)	365	530	1,827
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	466	72	1,417
純資産額	(百万円)	14,988	16,423	15,939
総資産額	(百万円)	46,150	48,656	47,048
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	17.83	25.88	89.22
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	17.79	25.79	89.01
自己資本比率	(%)	32.2	31.9	33.6

回次		第41期 第3四半期 連結会計期間	第42期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	9.32	10.96

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、第1四半期連結累計期間において株式会社ホロンの普通株式に対する公開買付けを行った結果、従来、関連会社であった同社は平成30年6月29日付で当社の子会社となりました。この結果、当社グループは、平成30年12月31日現在では、当社及び当社の子会社22社並びに関連会社2社となっております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の分析については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間の当社グループを取り巻く経済環境は、日本においては企業収益や設備投資が堅調な動きを見せている一方、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足や物流費用の上昇等が見られたことに加え、米中貿易摩擦の懸念から年末に株価や為替相場が大きく変動し、今後の経済成長については慎重な見方が強く見られるようになりました。世界経済については、米国経済は堅調であったものの、米中貿易摩擦にともなう対立の顕在化、中国経済の減速、欧州における英国のEU離脱問題や移民排斥問題など懸念材料が多い中で推移しました。

このような状況の中、当社グループは、新製品開発、新規市場の開拓に注力し、お客様や社会における多様なニーズやその変化に対応してまいりました。また、引き続き成長分野に対する積極的な開発投資を行うことで、他社との差別化を図ってまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は33,798百万円(前年同期比14.2%増)、営業利益は1,058百万円(前年同期比51.7%増)、経常利益は951百万円(前年同期比30.8%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は530百万円(前年同期比45.2%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

計測・計量機器事業

日本においては、株式会社ホロンを子会社化したこと等により半導体機器関連が、自動車業界における活発な設備投資等を背景に計測・制御シミュレーションシステム(DSPシステム)がそれぞれ売上を大きく伸ばした他、計量機器においても工業計測機器を中心に堅調に推移しました。また、研究開発費を含む販売費及び一般管理費を前年同期並みに抑えることができた結果、利益が大きく増加いたしました。

米州においては、計量機器において、金属検出機・ウェイトチェッカや工業計測機器の売上が寄与した結果、前期に比べ微増となり、DSPシステムにおいては、現地研究開発機関とのパートナーシップの強化等により売上は堅調に推移しました。しかし、利益率の低い案件が多かったことと、今後の販売拡大の為に費用を要したことから、利益は減少しました。

アジア・オセアニアについては、韓国で試験機を中心に幅広い品目で売上を伸ばした他、豪州では金属検出機・ウェイトチェッカの特需があり売上を伸ばしました。

この結果、計測・計量機器事業の売上高は20,685百万円(前年同期比19.0%増)、営業利益は1,063百万円(前年同期比114.9%増)となりました。

医療・健康機器事業

日本においては、医療機器は全体として概ね堅調に推移したことに加え、健康機器では前年同期に落ち込んでいた大口顧客向けの需要が回復したため売上を伸ばしましたが、利益率の低い案件であったため利益を落としました。

米州においては、前連結会計年度にカナダにおいて譲り受けた医療機器事業が加わったことと米国において大口の受注があったことから売上は伸ばしたものの、米国において利益率の低い品目の売上が多かったことから利益は減少しました。

欧州においては、ロシアを中心に売上を伸ばした一方、中国系企業の参入により血圧計市場の競争が激化していることの対抗策として広告宣伝活動を積極的に行った結果、利益は減少しました。

この結果、医療・健康機器事業の売上高は13,113百万円(前年同期比7.4%増)、営業利益は1,446百万円(前年同期比8.5%減)となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産、負債及び純資産の状況)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は48,656百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,607百万円増加いたしました。これは、現金及び預金、受取手形及び売掛金が減少した一方でたな卸資産が増加したこと等により流動資産が1,348百万円増加したこと、無形固定資産ののれんが増加したこと等により固定資産が259百万円増加したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における負債は32,232百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,124百万円増加いたしました。これは、主に社債、長期借入金の増加により固定負債が765百万円増加し、支払手形及び買掛金、短期借入金の増加により流動負債も358百万円増加したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における純資産は16,423百万円となり、前連結会計年度末に比べ483百万円増加いたしました。これは、配当金の支払いを上回る親会社株主に帰属する四半期純利益の発生によって利益剰余金が増加したため株主資本が238百万円増加し、為替換算調整勘定の減少等によりその他の包括利益累計額が521百万円減少した一方で、株式会社ホロンの子会社化を主要因として非支配株主持分が755百万円増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,621百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成31年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,579,700	22,579,700	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	22,579,700	22,579,700		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成31年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第3四半期連結会計期間において発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成30年11月30日
新株予約権の数(個)	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 3,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 820 (注)2、3
新株予約権の行使期間	平成30年12月19日～平成32年12月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の承認を得ることなく本新株予約権を第三者に譲渡することはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,000,000株とする(本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。)。但し、交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 行使価額の修正

平成30年12月19日以降、行使価額は、修正日の直前取引日の東京証券取引所（以下「東証」という）における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨て）に、当該修正日以降修正されるが、かかる修正後の行使価額が574円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）が当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止になった場合は、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

6. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下の通りであります。

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は3,000,000株、交付株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない（但し、（注）1に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 本新株予約権の行使価額の修正基準

（注）2に記載の通り修正される。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に（注）2に記載の条件に該当する都度、修正される。

(4) 行使価額の下限

本新株予約権の下限行使価額は574円である。

(5) 交付株式数の上限

本新株予約権の目的となる株式の総数は3,000,000株（平成30年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合13.29%）、交付株式数は100株で確定している。

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）

1,733,010,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

(7) 本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、（注）5を参照）。

7. 権利の行使に関する事項についての所有者との間で締結した取決めの内容

当社は、本新株予約権の割当先との間で、以下の内容を含む第三者割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結した。

(1) 停止指定条項

当社は、割当先に対して、割当先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）を指定（以下「停止指定」という。）することができる。停止指定期間は、平成30年12月19日から平成32年11月6日までの期間中のいずれかの期間とし、当社が割当先に対して停止指定を通知した日の翌々取引日から（当日を含む。）当社が指定する日まで（当日を含む。）とする。

当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができる。

当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示する。

(2) 譲渡制限条項

割当先は、本新株予約権について、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできない。

(3) 本新株予約権の取得請求条項

割当先は、本新株予約権発行後、平成32年11月5日までのいずれかの5連続取引日の当社普通株式の東証終値の全てが本新株予約権の下限行使価額を下回った場合、又は平成32年11月6日以降はいつでも、当社に対して通知することにより本新株予約権を取得することを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の新株予約権要項に従い、本新株予約権1個につきその払込金額と同額を支払うことにより残存する全ての本新株予約権を取得する。

なお、本新株予約権には、上記とは別に、当社の選択によりいつでも、残存する本新株予約権の全部を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該取得条項については、（注）5（1）の通りである。

(4) 割当先による行使制限措置

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込時点における上場株式数の10%を超える場合（以下「制限超過行使」という。）には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する（割当先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含む。）。

割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

8. 当社の株券の売買について割当先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

9. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役執行役員社長である森島泰信は、その保有する当社普通株式の一部について割当先であるみずほ証券株式会社への貸株を行う予定である。

割当先であるみずほ証券株式会社は、本新株予約権に関して、本新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本新株予約権の行使に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

10. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年10月1日～ 平成30年12月31日	-	22,579	-	6,388	-	6,404

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,755,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,820,400	208,204	
単元未満株式	普通株式 3,500		
発行済株式総数	22,579,700		
総株主の議決権		208,204	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の普通株式数には、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有している当社株式335,400株が含まれております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有している当社株式は四半期連結財務諸表において自己株式として表示しております。

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エー・アンド・デイ	東京都豊島区東池袋 三丁目23番14号	1,755,800		1,755,800	7.78
計		1,755,800		1,755,800	7.78

(注) 「株式給付信託(BBT)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する株式335,400株については、上記の自己株式等に含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,016	7,622
受取手形及び売掛金	2 12,980	2 12,226
有価証券	50	-
商品及び製品	6,359	7,032
仕掛品	2,255	3,353
原材料及び貯蔵品	3,168	3,612
その他	827	1,157
貸倒引当金	83	81
流動資産合計	33,574	34,923
固定資産		
有形固定資産		
土地	4,099	4,174
その他(純額)	4,998	5,255
有形固定資産合計	9,097	9,430
無形固定資産		
のれん	146	449
その他	2,039	1,895
無形固定資産合計	2,186	2,344
投資その他の資産	1 2,189	1 1,958
固定資産合計	13,473	13,733
資産合計	47,048	48,656
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 4,738	2 5,136
短期借入金	12,193	12,892
1年内返済予定の長期借入金	3,110	3,080
未払法人税等	337	287
賞与引当金	957	525
製品保証引当金	142	170
その他	4,169	3,916
流動負債合計	25,650	26,008
固定負債		
社債	15	510
長期借入金	3,929	4,144
製品保証引当金	89	50
退職給付に係る負債	847	967
役員株式給付引当金	25	37
その他	551	512
固定負債合計	5,458	6,223
負債合計	31,108	32,232

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,388	6,388
資本剰余金	6,404	6,403
利益剰余金	5,798	6,037
自己株式	1,136	1,136
株主資本合計	17,454	17,692
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	25	19
為替換算調整勘定	2,307	2,751
退職給付に係る調整累計額	642	570
その他の包括利益累計額合計	1,640	2,161
新株予約権	-	11
非支配株主持分	125	881
純資産合計	15,939	16,423
負債純資産合計	47,048	48,656

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
売上高	29,601	33,798
売上原価	16,402	19,441
売上総利益	13,198	14,357
販売費及び一般管理費	12,500	13,298
営業利益	698	1,058
営業外収益		
受取利息	33	44
持分法による投資利益	-	91
為替差益	47	-
受取地代家賃	22	23
その他	105	135
営業外収益合計	209	294
営業外費用		
支払利息	144	171
持分法による投資損失	0	-
為替差損	-	130
その他	35	99
営業外費用合計	180	401
経常利益	727	951
特別利益		
段階取得に係る差益	-	498
固定資産売却益	2	2
特別利益合計	2	500
特別損失		
固定資産売却損	0	4
固定資産除却損	0	2
減損損失	-	461
投資有価証券評価損	-	9
特別損失合計	1	477
税金等調整前四半期純利益	727	974
法人税、住民税及び事業税	330	361
法人税等調整額	23	17
法人税等合計	354	379
四半期純利益	373	595
非支配株主に帰属する四半期純利益	7	64
親会社株主に帰属する四半期純利益	365	530

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
四半期純利益	373	595
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	12	6
為替換算調整勘定	129	443
退職給付に係る調整額	49	71
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	93	522
四半期包括利益	466	72
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	452	8
非支配株主に係る四半期包括利益	14	64

【注記事項】

(連結の範囲または持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)	
(連結の範囲の重要な変更)	
第1四半期連結会計期間において、従来持分法適用関連会社であった株式会社ホロンの株式を追加取得したことにより、平成30年6月30日より同社を連結子会社として連結の範囲に含めております。	

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)	
税金費用の計算	一部の連結子会社では税金費用について、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)	
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用	
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
投資その他の資産	430百万円	430百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が当第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
受取手形	301百万円	246百万円
支払手形	288	179

3 財務制限条項

前連結会計年度末の借入金残高のうち2,472百万円、当第3四半期連結会計期間末の借入金残高のうち3,349百万円には、財務制限条項が付されております。なお、契約毎に条項は異なりますが、主なものは以下のとおりです。

各年度の決算期末日の連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年度末の75%以上に維持すること。

各年度の決算期において連結及び単体の損益計算書における経常損益を損失にしないこと。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
減価償却費	1,181百万円	1,291百万円
のれんの償却額	41	82

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	145百万円	7.00円	平成29年3月31日	平成29年6月28日	利益剰余金
平成29年11月8日 取締役会	普通株式	104百万円	5.00円	平成29年9月30日	平成29年12月11日	利益剰余金

(注) 平成29年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が、平成29年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が、それぞれ含まれております。

当第3四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	145百万円	7.00円	平成30年3月31日	平成30年6月27日	利益剰余金
平成30年11月6日 取締役会	普通株式	145百万円	7.00円	平成30年9月30日	平成30年12月10日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が、それぞれ含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	計測・計量機器事業				
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計
売上高					
外部顧客への売上高	11,717	2,501	684	2,485	17,390
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,702	39	51	2,061	3,854
計	13,420	2,541	735	4,546	21,244
セグメント利益又は損失()	158	38	40	257	494

	医療・健康機器事業					調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計		
売上高							
外部顧客への売上高	3,441	3,282	5,196	290	12,211	-	29,601
セグメント間の内部売上高又は振替高	5,447	-	-	3,907	9,354	13,208	-
計	8,888	3,282	5,196	4,197	21,565	13,208	29,601
セグメント利益又は損失()	1,192	119	404	103	1,580	1,377	698

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 1,377百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,157百万円が含まれております。全社費用は、主に管理部門に係る一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	計測・計量機器事業				
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計
売上高					
外部顧客への売上高	14,854	2,534	643	2,652	20,685
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,999	142	29	1,944	4,116
計	16,853	2,677	673	4,596	24,802
セグメント利益又は損失()	945	112	34	264	1,063

	医療・健康機器事業					調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計		
売上高							
外部顧客への売上高	3,581	3,924	5,338	268	13,113	-	33,798
セグメント間の内部売上高又は振替高	6,210	1	0	4,806	11,019	15,135	-
計	9,792	3,926	5,338	5,075	24,132	15,135	33,798
セグメント利益又は損失()	968	238	328	387	1,446	1,450	1,058

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 1,450百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,143百万円が含まれております。全社費用は、主に管理部門に係る一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

計測・計量機器事業において、従来持分法適用関連会社であった株式会社ホロンの株式を追加取得したことにより、平成30年6月30日をみなし取得日とし、同社を連結子会社として連結の範囲に含めております。この連結子会社化に伴うのれんの増加額は844百万円であります。

なお、株式会社ホロンの今後の事業計画等からのれんの回収可能性について慎重に検討した結果、のれんを回収可能価額まで減額して461百万円の減損損失を計上しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ホロン

事業の内容 半導体電子ビーム測定・検査装置の開発・製造

企業結合を行った主な理由

両社のリソースを最大限利用し、両社のより一層の企業価値向上を図るためであります。

企業結合日

平成30年6月29日

企業結合の法的形式

現金による株式の取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 30.58%

企業結合日に追加取得した議決権比率 20.42%

取得後の議決権比率 51.00%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成30年7月1日から平成30年12月31日まで。なお、被取得企業は当社の持分法適用関連会社であったため、平成30年4月1日から平成30年6月30日までの業績を持分法による投資利益として計上しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた株式会社ホロンの企業結合日における時価	939百万円
企業結合日に取得した株式会社ホロンの普通株式の時価	627 "
取得原価	1,567百万円

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益が498百万円発生しております。

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

844百万円

発生原因

取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

なお、のれんの一部について回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	17円83銭	25円88銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	365	530
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	365	530
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,488	20,488
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	17円79銭	25円79銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	47	71
(うち新株予約権(千株))	(47)	(71)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結累計期間ともに335千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第42期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）中間配当について、平成30年11月6日開催の取締役会において、平成30年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	145百万円
1株当たりの金額	7円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成30年12月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年 2月13日

株式会社エー・アンド・デイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 島	力 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成 田 孝 行	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・アンド・デイの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エー・アンド・デイ及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。